

原子力発電所における事業者の自主点検作業 記録に係る不正等に関する調査について

平成14年9月3日
経 済 産 業 省

1. 事案の概要

- 東京電力㈱福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所において、80年代後半から90年代にかけて、General Electric International Inc. (GEI社)に発注して東京電力が実施した自主点検作業において、シュラウド、ジェットポンプ等のひび割れについての不正な記載等が行われた疑い。
- これは、2000年7月に通商産業省（当時）に寄せられた申告（情報提供）を受けて、原子力安全・保安院において東京電力及びGEIに対して継続的な検討要請を行うなど慎重かつ入念な調査を積み重ねてきた結果、明らかになったもの。
- 東京電力は本年8月まで申告に係る疑惑の存在を認めず、8月に至り申告案件以外の多数の案件も含め疑惑の可能性を認めたもの。
- なお、これらの事案は、直接原子炉の安全性に重大な影響を及ぼすものではないため、定期検査において国が直接立ち会って確認を行う対象には含まれず、事業者が自ら検査を行うもの。

2. 安全性への影響

- 東京電力から報告されている29件の事案のうち18件については、ひび割れ等の疑いが存在する機器が既に取替又は修理が行われているが、残り11件（3発電所8原子炉）については、未だ炉内に残っている疑いあり。
- これら11件について当院は、東京電力及びGEI社に対して詳細な資料提出を求め、外部の専門家の意見も聴取しつつ、分析したところ、直ちに安全性に重大な影響を与える可能性はないと判断。
- なお、自主点検作業における事案とはいえ、東京電力においてこのような問題が生じたことは、同社の安全に対する姿勢を大いに疑わせるものであり、エネルギー供給の根幹をなす原子力そのものに対する国民の信頼を大きく損ないかねず、言語道断。

3. これまでの状況及び今後の対応

(1) 関係自治体への説明

- 大臣から青森、新潟両県知事等に電話。また、原子力安全・保安院長、審議官等が、8月30日～9月1日、青森県、新潟県、福島県及び関係市町村を往訪し、事案の内容及び安全性評価について説明。
- 今後も地元自治体等への説明については積極的に対応。

(2) 事実関係の徹底的な解明

- 東京電力の福島第一、福島第二、柏崎刈羽の各原子力発電所に対して9月2日午後より本省課長以下の担当官21人が立入検査を開始。
- 事実関係が確定でき次第、9月中を目途に経済産業省の中間報告を作成・公表。また、当省の調査については、評価委員会を設け外部の専門家等による評価を得る。

(3) 再発防止策の構築

- 東京電力に対し徹底的な原因究明、抜本的な再発防止策の構築を求めるとともに、経済産業省としても、事実解明と並行しつつ、再発防止のために必要な対策の検討を早急に開始する。

(4) その他

- 電力会社、原子力事業者16社に同様の問題が発生していないか総点検を行うよう、8月30日夕方指示した。
- 新潟県知事等からの要請及び資源エネルギー庁からの指導をふまえ、東京電力は、柏崎刈羽1号機については原子炉を停止して定期検査を前倒して実施するとともに、福島第一4号機、福島第二2～4号機については原子炉を停止して自主点検を実施することを決定。

【参考】ひび割れ、摩耗等が交換・修理されていないまま存在している疑いがある原子炉

① シュラウドに未修理のひび割れが存在する疑いがあるもの

- ・ 福島第一原子力発電所 4号機
- ・ 福島第二原子力発電所 2号機 3号機 4号機
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 1号機

② ジェットポンプの固定用部品に未修理の隙間、摩耗が存在するある疑いがあるもの

- ・ 福島第二原子力発電所 2号機 3号機 4号機
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 2号機 5号機

③ ジェットポンプの計測用配管に未修理のひび割れが存在する疑いがあるもの

- ・ 福島第一原子力発電所 6号機